



旅費・謝金規約

2021 年 1 月 15 日 総務財務委員会メール審議承認

(目的)

- 第 1 条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）関係の会議等への出席者への旅費および謝金の支給基準を定めることを目的とする。支給基準の対象・金額を超えるものは原則支払わないものとする。ただし、海外出張、事務局職員の会務出張に関しては別途定める。
- 2 本規約でいう予算執行組織とは、常置委員会、支部、部会、連絡会、専門委員会等予算が配分される組織とする。

(旅費)

- 第 2 条 会議出席者・依頼講演者および会務出張者には、合理的な経路による旅費を支給する（ただし所属機関より旅費支給が可能な者は除く）。
- (1) 鉄道・バス 普通乗車賃（切符運賃と IC カード運賃の設定がある場合はいずれか実際に使用する運賃）。特急・新幹線利用区間が 50km 以上となる場合は、特急料金、座席指定料金を支払うことができる。2 列車以上の特急・新幹線列車を乗り継ぐ場合には、合算した距離が 50km 以上となる場合に支払うことができる。
- (2) 航空賃 実費（普通席）
- (3) タクシー代 実費（ただし、予算執行組織が必要と認めた場合）
- (4) 船舶等、その他公共交通機関 実費（ただし、予算執行組織が必要と認めた場合）
- (5) 自家用車の利用については所属機関が出張として自家用車の利用を認める場合に限り、移動区間の公共交通機関料金相当額を支払う。
- 2 会務の都合により、宿泊が必要な場合は、宿泊地に応じた宿泊料を一律支給する。
- (1) 東京都 23 区内 12,000 円
- (2) 政令指定都市 10,000 円
- (3) 上記以外 8,000 円
- 3 「春の年会」、「秋の大会」の特別講演・招待講演等の講師・座長にも適用する。
- 4 セミナー等への参加者に対して補助をおこなう場合は、1 項および 2 項に定める費用の基準を上限とし、学生は実費の 100%、その他は実費の 50%を限度とする。
- 5 本条の規定にかかわらず、特別な事情により上限を超えて支払う場合、総務理事の承認を得るものとする。

(謝金)

- 第 3 条 講演・講義を依頼した場合、講師には 1 時間あたり 20,000 円（源泉税込み、予稿原稿料含む）を上限として謝金を支払う。

- 2 本条の規定にかかわらず、本会の会員には、謝金は支払わない。ただし、以下の場合は、本条第1項の範囲内で、会員に対しても謝金を支払うことができる。
 - ① 本会会員が無償で負担する範囲を超える業務量が想定されるとして総務理事の承認を得た場合。
 - ② 有料のセミナー等であって、会員への謝金を支払っても、本部からの配分金を含めない独自収入の範囲内で収支均衡が見込める場合。
- 3 本条の規定に基づく謝金の要否は、予算執行組織にて決定する。
- 4 本条の規定にかかわらず、特別な事情により上限を超えて謝金を支払う場合、総務理事の承認を得るものとする。
- 5 講演・講義の依頼において、謝金が発生する場合は、別途定める様式を用いて文書でおこなう。

(その他)

第4条 旅費・謝金に関するもので、本規約に定めのない会務遂行上必要な費用を支払う場合は、総務理事の承認を得るものとする。

(改定)

第5条 本規約の改定は、総務財務委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 昭和34年6月19日 第5回理事会制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 昭和51年4月16日 第182回理事会承認
 - ② 昭和52年3月18日 第191回理事会承認
 - ③ 平成14年1月22日 第439回理事会承認
 - ④ 平成15年2月18日 第6回総務財務委員会承認
 - ⑤ 平成21年1月22日 第4回総務財務委員会承認
 - ⑥ 平成23年1月20日 第4回総務財務委員会承認
 - ⑦ 平成26年1月30日 第6回総務財務委員会承認、平成26年1月30日 第5回理事会報告
 - ⑧ 平成26年5月16日 第9回総務財務委員会承認、平成26年5月28日 第7回理事会報告
 - ⑨ 平成26年7月28日 総務財務委員会メール審議承認、平成26年9月26日 第3回理事会報告
 - ⑩ 内規を規約に変更 平成28年1月21日 第7回総務財務委員会承認、平成28年3月22日 第7回理事会報告
 - ⑪ 平成30年1月25日 第6回総務財務委員会承認、平成30年1月31日 第6回理事会報告
 - ⑫ 2018年11月16日 第4回総務財務委員会承認、2018年11月26日 第5回理事会報告

- ⑬ 2019年11月15日 第4回総務財務委員会承認, 2019年11月26日 第5回理事会報告
- ⑭ 2020年11月19日 第4回総務財務委員会承認, 2020年11月30日 第5回理事会報告
- ⑮ 2021年1月15日 総務財務委員会メール審議承認, 2021年1月26日 第6回理事会報告

附則

- 1 平成26年1月30日改定の内規は, 理事会報告の日から施行する。
- 2 平成26年5月16日改定の内規は, 理事会報告の日から施行する。
- 3 平成26年7月28日改定の内規は, 理事会報告の日から施行する。
- 4 平成28年1月21日改定の規約は, 平成28年4月1日から施行する。
- 5 平成30年1月25日改定の規約は, 平成30年4月1日から施行する。
- 6 2018年11月16日改定の規約は, 承認の日から施行する。
- 7 2019年11月15日改定の規約は, 2020年1月1日から施行する。
- 8 2020年11月19日改定の規約は, 2021年1月1日から施行する。
- 9 2021年1月15日改定の規約は, 2021年2月1日から施行する。